

# 山口県報

平成23年  
3月15日  
(火曜日)

## 目 次

条例	地方独立行政法人山口県立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項の条例	一
	で定める内部組織を定める条例	二
	本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例	二



地方独立行政法人山口県立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項の条例で定める内部組織をここに公布する。  
平成二十三年三月十五日

### 山口県条例第一号

地方独立行政法人山口県立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項の条例で定める内部組織を定める条例

地方独立行政法人山口県立病院機構に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十九条第二項の条例で定める内部組織は、山口県病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成二十三年山口県条例第十四号）による廃止前の山口県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年山口県条例第四十五号）第一条の規定により設置された病院事業の用に供される施設である山口県立総合医療センター（事務局を除く。）及び山口県立こころの医療センター（事務局を除く。）とする。

附 則

山口県知事 二 井 関 成

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	二
非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例	二七
特別会計設置条例の一部を改正する条例	三〇
山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例	三一
山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例	三三
児童福祉施設条例の一部を改正する条例	三四
山口県循環型社会形成推進条例の一部を改正する条例	三六
山口県立都市公園条例の一部を改正する条例	三六
山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例	三五
山口県青年の家条例の一部を改正する条例	五六
障害者支援施設条例を廃止する条例	五六
山口県病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例	五七
山口県二十一世紀の森施設条例を廃止する条例	六〇
山口県グリーンスポーツ広場条例を廃止する条例	六〇

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十五日

山口県知事 二 井 関 成

## 山口県条例第二号

本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成十九年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、同号を次のように改める。

十一 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号。以下この号において「法」という。）による事務であつて、次に掲げるもの

イ 法第四条第一項の許可の申請に係る事実の確認の事務

ロ 法第十条第一項の登録の申請又は法第十七条第一項の申請に係る漁船の所有者又は使用者の氏名又は住所の確認の事務

ハ 法第二十条第一項の規定により返納された登録票に係る漁船の所有者の死亡の事実の確認の事務

第二条中第八号を第十号とし、第五号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）による同法第三十二条の登録の申請又は同法第三十二条の七第一項の規定による届出に係る

事実の確認の事務

六 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）による同法第三条の登録の申請又は同法第九条第一項の規定による届出に係る事実の確認の

事務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十五日

山口県条例第三号

山口県知事 二 井 関 成

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の五中「岩国市」を「萩市、岩国市」に改め、同表第一号の六中「萩市」の下に「、岩国市、長門市」を加え、同表第一号の七中「萩市」を「宇部市、萩市」に改め、「防府市」の下に「、下松市、光市」を、「柳井市」の下に「、美祢市」を、「周南市」の下に「、山陽小野田市」を加え、同表第四号中「萩市」を「山口市、萩市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町及び阿武町」に改め、同号を同表第四号の五とし、同表第三号の次に次のように加える。

<p>四 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三条第一項の規定による指定をすること。</p> <p>ロ 法第三条第三項（法第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示をする事。</p> <p>ハ 法第四条第一項の規定による基準を定めること。</p> <p>ニ 法第十八条第一項の規定による監視をすること。</p> <p>ホ 法第十九条の規定による公表をすること。</p> <p>ヘ 法第二十二條の規定による協力を求め、又は意見を述べる事。</p> <p>ト イからへまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>防府市及び岩国市</p>
<p>四の二 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三条の規定による指定をすること。</p>	<p>防府市及び岩国市</p>

<p>口 法第四条第一項の規定による基準を定めること。              八 法第四条第二項の規定による基準を定めること。              二 法第五条第二項の規定による意見の聴取をすること。              ホ 法第六条の規定による公示をすること。              ヘ 法第二十一条第一項の規定による協力を求めること。</p>	
<p>四の三 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの              イ 法第三条第一項の規定による指定をすること。              ロ 法第三条第三項（法第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示をすること。              ハ 法第四条第一項の規定による基準を定めること。              ニ 法第二十条の規定による協力を求め、又は意見を述べること。              ホ イからニまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの</p> <p>四の四 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の騒音に係る環境基準（航空機騒音及び新幹線鉄道騒音に係るものを除く。）の地域の類型を当てはめる地域を指定すること。</p>	<p>防府市及び岩国市</p>
<p>別表中第五号の九を第五号の十とし、第五号の八を第五号の九とし、第五号の七の次に次のように加える。</p> <p>五の八 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（法第十九条の</p>	<p>萩市</p>

十三第一項及び第二項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等のうち主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の市町の区域内のみにあるものに係るものに限る。)

イ 法第十九条の第十四第一項の指示をすること。

ロ 法第十九条の第十四第四項の規定による命令をすること(イに掲げるものに係るものに限る。)

ハ 法第十九条の十四の二の公表をすること(イ及びロに掲げるものに係るものに限る。)

ニ 法第二十条第三項の規定による報告の徴収又は立入検査をすること(イ及びロに掲げるものに係るものに限る。)

ホ 法第二十一条の二第一項の規定による申出を受理すること。

ヘ 法第二十一条の二第二項の調査及び措置をすること。

ト 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令(昭和二十六年政令第二百九十一号。以下この号において「政令」という。)(第十二条第三項の規定による報告をすること(イに掲げるものに係るものに限る。))

チ 政令第十二条第四項の規定による報告をすること(ロに掲げるものに係るものに限る。)

リ 政令第十二条第八項の規定による報告をすること。

別表第六号の二及び第十一号の三中「萩市」を「山口市、萩市」に改め、同表中第十二号の二を第十二号の四とし、第十二号を第十二号の三とし、第十二号の三の次に次のように加える。

十二 自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号。以下この号において「法」という。)に基  
萩市

づく事務のうち次に掲げるもの

- イ 法第二十条第三項の許可をすること。
- ロ 法第二十条第五項の規定による協議をすること。
- ハ 法第二十条第六項の規定による届出を受理すること。
- ニ 法第二十条第七項の規定による届出を受理すること。
- ホ 法第二十条第八項の規定による届出を受理すること。
- ヘ 法第二十一条第三項の許可をすること。
- ト 法第二十一条第五項の規定による協議をすること。
- チ 法第二十一条第六項の規定による届出を受理すること。
- リ 法第二十一条第七項の規定による届出を受理すること。
- 又 法第二十一条第三項の許可をすること。
- ル 法第二十一条第五項の規定による協議をすること。
- ヲ 法第二十一条第六項の規定による届出を受理すること。
- ワ 法第二十一条第七項の規定による届出を受理すること。
- カ 法第三十二条の規定による条件の付加をすること（イ、ヘ及びヌに掲げるものに係るものに限る。）。
- ヨ 法第三十二条第一項の規定による届出を受理すること。
- タ 法第三十二条第二項の規定による行為の禁止若しくは制限又は命令をすること。
- レ 法第三十二条第四項の規定による期間の延長及び通知をすること。
- ソ 法第三十二条第六項の規定による期間の短縮をすること。
- ツ 法第三十四条第一項の規定による命令をすること（イ、ヘ、ヌ、カ及びタに掲げるものに

係るものに限る。 )。

ネ 法第三十四条第二項の規定による命令又は委任、公告及び原状回復等を行うこと。

ナ 法第三十五条第一項の規定による報告の徴収を行うこと(イ、へ、又及びタに掲げるものに係るものに限る。 )。

ラ 法第三十五条第二項の規定による立入検査を行うこと(イ、へ、又及びヨに掲げるものに係るものに限る。 )。

ム 法第三十七条第二項の規定による指示を行うこと。

ウ 法第六十四条第一項の規定による損失の補償を行うこと。

エ 法第六十八条第一項の規定による協議を受けること(イ、へ及びヌに掲げるものに係るものに限る。 )。

オ 法第六十八条第二項の規定による協議を行うこと。

カ 法第六十八条第三項の規定による通知を受理すること。

ク 法第六十八条第四項の協議を行うこと。

十二の二 自然公園法(以下この号において「法」という。 )並びに山口県立自然公園条例(昭和

三十五年山口県条例第二十五号。以下この号において「条例」という。 )及び条例の施行の

ための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第七十九条第二項の規定によりその例によることとされる法第六十八条第一項の規定による協議を受けること。

ロ 法第七十九条第二項の規定によりその例によることとされる法第六十八条第二項の規定による協議を行うこと。

ハ 法第七十九条第二項の規定によりその例によることとされる法第六十八条第三項の規定に

萩市

よる通知を受理すること。

ニ 法第七十九条第二項の規定によりその例によることとされる法第六十八条第四項の協議を  
すること。

ホ 条例第十二条第三項の許可をすること。

ヘ 条例第十二条第四項の規定による届出を受理すること。

ト 条例第十二条第五項の規定による届出を受理すること。

チ 条例第十二条第六項の規定による届出を受理すること。

リ 条例第十三条の規定による条件の付加をすること。

又 条例第十四条第一項の規定による届出を受理すること。

ル 条例第十四条第二項の規定による行為の禁止若しくは制限又は命令をすること。

ヲ 条例第十四条第四項の規定による期間の延長及び通知をすること。

ワ 条例第十四条第六項の規定による期間の短縮をすること。

カ 条例第十五条第一項の規定による命令をすること。

ヨ 条例第十五条第二項の規定による命令又は委任、公告及び原状回復等をすること。

タ 条例第十六条第一項の規定による報告の徴収をすること。

レ 条例第十六条第二項の規定による立入検査をすること。

ソ 条例第十八条第二項の規定による指示をすること。

ツ 条例第三十二条第一項の規定による損失の補償をすること。

別表第十二号の四の次に次のように加える。

十二の五 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二

萩市及び山陽小野



百十七号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

田市

イ 法第九条の二第二項の規定による届出を受理すること。

ロ 法第九条の二第二項の規定による届出を受理すること。

ハ 法第九条の三の規定による届出を受理すること。

ニ 法第九条の四の規定による届出を受理すること。

ホ 法第十条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査をすること。

ヘ 法第十一条第二項の規定による命令をすること。

十二の六 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

萩市及び山陽小野田市

イ 法第十九条第一項の規定による届出を受理すること。

ロ 法第十九条第二項の規定による届出を受理すること。

ハ 法第二十一条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査をすること。

ニ 法第二十二條の規定による命令をすること。

別表第十四号の四の次に次のように加える。

十四の五 山口県青少年健全育成条例（昭和三十二年山口県条例第三十七号。以下この号において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの

萩市及び長門市

イ 条例第六条の四第一項の規定による届出を受理すること。

ロ 条例第六条の四第二項の規定による届出を受理すること。

ハ 条例第六条の四第三項の規定による届出を受理すること。

ニ 条例第六条の四第四項の規定による交付をすること。

本 条例第六条の五第三項の規定による届出を受理すること。

別表第十七号及び第十七号の二中「山口市」の下に「、防府市」を加え、同表第十八号中「、防府市」を削り、同表第十八号の八中「次に掲げるもの」の下に「（開発行為に係る民有林が二以上の市町の区域にわたるものを除く。）」を加え、「萩市」の下に「及び阿武町」を加え、同号を同表第十八号の十七とし、同表第十八号の七中「岩国市」の下に「、柳井市」を加え、同号を同表第十八号の十六とし、同表第十八号の六中「萩市」を「山口市、萩市及び周南市」に改め、同号を同表第十八号の十五とし、同表第十八号の五中「萩市」の下に「、岩国市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市及び阿武町」を加え、同号を同表第十八号の十四とし、同表第十八号の四中「山口市」を「宇部市、山口市」に改め、「萩市」の下に「、周南市、山陽小野田市」を加え、同号を同表第十八号の十三とし、同表第十八号の三中「山口市」を「宇部市、山口市」に改め、「萩市」の下に「、周南市、山陽小野田市」を加え、同号を同表第十八号の十二とし、同表第十八号の二中「萩市」の下に「、下松市、岩国市、美祢市、周南市、山陽小野田市及び阿武町」を加え、同号を同表第十八号の十一とし、同表第十八号の次に次のように加える。

十八の二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

萩市及び阿武町

- (1) 法第三条の許可をすること。
- (2) 法第五条の許可をすること。
- (3) 法第八条の規定による許可の取消しをすること。
- (4) 法第九条第三項の規定による命令をすること。
- (5) 法第十条第一項の許可をすること。
- (6) 法第十条第二項の規定による届出を受理すること。
- (7) 法第十一条第三項の規定による命令をすること。
- (8) 法第十二条第一項の許可をすること。

- (9) 法第十二条第二項の規定による届出を受理すること。
- (10) 法第十二条の二第二項の規定による届出を受理すること。
- (11) 法第十三条ただし書の許可をすること。
- (12) 法第十四条第二項の規定による命令をすること。
- (13) 法第十五条第一項の規定による検査をし、又は届出を受理すること。
- (14) 法第十五条第二項の規定による検査をし、又は届出を受理すること。
- (15) 法第十五条第三項の規定による報告を受けすること。
- (16) 法第十六条第一項の規定による届出を受理すること。
- (17) 法第十六条第二項の規定による届出を受理すること。
- (18) 法第十七条第一項の許可をすること。
- (19) 法第十七条第三項の規定による許可の取消しをすること。
- (20) 法第十七条第四項の規定による交付をすること。
- (21) 法第十七条第六項の期間を定めること。
- (22) 法第十七条第七項の規定による届出の受理及び書換えをすること。
- (23) 法第十七条第八項の再交付をすること。
- (24) 法第二十四条第一項の許可をすること。
- (25) 法第二十四条第三項の規定による届出を受理すること。
- (26) 法第二十五条第一項の許可をすること。
- (27) 法第二十五条第三項の規定による許可の取消しをすること。
- (28) 法第二十七条第一項の許可をすること。
- (29) 法第二十八条第一項の認可をすること。

- (30) 法第二十八条第二項の規定による届出を受理すること。
- (31) 法第二十八条第四項の規定による命令をすること。
- (32) 法第二十九条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の認可をすること。
- (33) 法第二十九条第四項の規定による指定をすること。
- (34) 法第三十条第三項の規定による届出を受理すること。
- (35) 法第三十二条第二項の規定による届出を受理すること。
- (36) 法第三十四条第一項の規定による命令をすること。
- (37) 法第三十四条第二項の規定による命令をすること。
- (38) 法第三十五条第一項の規定による検査をし、又は届出を受理すること。
- (39) 法第三十五条第三項の規定による報告を受けること。
- (40) 法第三十五条の二第二項の規定による届出を受理すること。
- (41) 法第三十五条の二第三項の規定による報告を受けること。
- (42) 法第三十五条の二第四項の規定による立会いをすること。
- (43) 法第三十六条第一項の規定による報告を受けること。
- (44) 法第三十六条第二項の規定による命令をすること。
- (45) 法第四十二条の規定による報告の徴収をすること。
- (46) 法第四十三条第一項の規定による立入検査又は収去をすること。
- (47) 法第四十四条の規定による許可の取消し又は命令をすること。
- (48) 法第四十五条の規定による措置をすること。
- (49) 法第四十五条の三の十第一項の規定による届出を受理すること。
- (50) 法第四十五条の三の十第二項の規定による届出を受理すること。

<p>(51) 法第四十六条第二項の規定による報告の徴収をすること。  (52) 法第四十七条の指示をすること。  (53) 法第四十八条第一項の規定による条件の付加をすること。  (54) 法第五十二条第一項の規定による意見の聴取をすること。  (55) 法第五十二条第二項の規定による通報をすること。  (56) 法第五十二条第四項の規定による要請を受けること。  (57) 法第五十二条第五項の規定による通報を受けること。  (58) 火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号）第二条の規定による返納を受け  ること。  (59) (1)から(58)までに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	
<p>十八の三 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号。以下この号において「法」という。）に  基づく事務のうちに掲げるもの（岩石採取場の区域が二以上の市町の区域にわたるものを除  く。）  イ 法第三十二条の認可をすること。  ロ 法第三十二条の五第一項の認可をすること。  ハ 法第三十二条の五第二項の規定による届出を受理すること。  ニ 法第三十二条の五第四項の規定による届出を受理すること。  ホ 法第三十二条の六の規定による意見の聴取及び通報をすること。  ヘ 法第三十二条の七第一項の規定による条件の付加をすること。  ト 法第三十二条の九の規定による命令をすること。  チ 法第三十二条の十の規定による届出を受理すること。</p>	<p>萩市及び阿武町</p>

<p>十八の四 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百十五号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第十七条第一項の許可をすること。</p> <p>ロ 法第十七条第二項において準用する法第五条第二項の規定による通知をすること。</p> <p>ハ 法第十八条ただし書の許可をすること。</p> <p>ニ 法第十九条第一項の許可をすること。</p> <p>ホ 法第十九条第二項において準用する法第五条第二項の規定による通知をすること。</p> <p>ヘ 法第二十条において準用する法第六条の規定による許可の取消しをすること。</p> <p>ト 法第二十条において準用する法第七条第二項の規定による届出を受理すること。</p> <p>チ 法第二十条において準用する法第八条第一項の許可をすること。</p> <p>リ 法第二十条において準用する法第八条第二項において準用する法第五条第二項の規定による通知をすること。</p>	<p>リ 法第三十二条の十二の規定による認可の取消し又は命令をすること。</p> <p>又 法第三十二条の十三第一項の規定による命令をすること。</p> <p>ル 法第三十二条の十三第二項の規定による命令をすること(法第三十二条の規定に係る違反の場合を除く。)</p> <p>ヲ 法第三十二条の十四第一項の規定による要請を受けること。</p> <p>ワ 法第三十二条の十四第二項の調査及び措置をすること。</p> <p>カ 法第三十二条の十七の規定による命令をすること。</p> <p>ヨ 法第四十二条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査をすること。</p> <p>タ 法第四十二条の二の協議を受けること。</p>
	<p>萩市及び阿武町</p>

<p>又 法第二十条において準用する法第九条第三項の規定による命令をすること。                  ル 法第二十条において準用する法第十二条第一項の許可をすること。                  ヲ 法第二十条において準用する法第十二条第二項において準用する法第五条第二項の規定による通知をすること。                  ワ 法第二十条において準用する法第十三条の規定による届出を受理すること。                  カ 法第二十条において準用する法第十五条の規定による許可の取消し又は命令をすること。                  ヨ 法第二十一条第一項の規定による条件の付加をすること。                  タ 法第二十四条の規定による報告の徴収をすること。                  レ 法第二十五条第一項の規定による立入検査をすること。                  ソ 法第二十八条第一項の規定による通報をすること。                  ツ 法第二十八条第二項の規定による通報を受けること。</p>	
<p>十八の五 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうちに掲げるもの                  一 法第四十五条第一項の規定による報告の徴収をすること。                  イ 法第四十六条第一項の規定による立入検査をすること。                  ロ 法第四十六条第二項の規定による命令をすること。                  ハ 法第四十六条の二第二項の規定による損失の補償をすること。                  ニ 法第四十六条の二第二項の規定による損失の補償をすること。</p>	<p>萩市</p>
<p>十八の六 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうちに掲げるもの（砂利採取場の区域の全部又は一部が河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項に規定する河川区域（同法第五十八条の二第一項の規定によ</p>	<p>萩市及び阿武町</p>

- り指定されたものを含む。）、同法第五十四条第一項に規定する河川保全区域及び同法第五十八条の三第一項に規定する河川保全立体区域にあるもの並びに一般海域の利用に関する条例（平成十年山口県条例第三号）第二条に規定する一般海域にあるもの並びに砂利採取場の区域が二以上の市町の区域にわたるものを除く。）
- イ 法第十六条の認可をすること。
  - ロ 法第二十条第一項の認可をすること。
  - ハ 法第二十条第二項の規定による届出を受理すること。
  - ニ 法第二十条第三項の規定による届出を受理すること。
  - ホ 法第二十二条の規定による命令をすること。
  - ヘ 法第二十三条第一項の規定による命令をすること。
  - ト 法第二十三条第二項の規定による命令をすること（法第三条の規定に係る違反の場合を除く。）。
  - チ 法第二十四条の規定による届出を受理すること。
  - リ 法第二十六条の規定による認可の取消し又は命令をすること。
  - ヌ 法第三十一条第一項の規定による条件の付加をすること。
  - ル 法第三十二条の規定による報告の徴収をすること。
  - ヲ 法第三十四条第二項の規定による立入検査をすること。
  - ワ 法第三十六条第三項の規定による通報をすること。
  - カ 法第三十七条第一項の規定による要請を受けること。
  - ヨ 法第三十七条第二項の調査及び措置をすること。
  - タ 法第四十三条の協議を受けること。



<p>十八の七 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 法第六条第一項の規定による届出を受理すること。</li> <li>ロ 法第七条第一項の規定による届出を受理すること。</li> <li>ハ 法第八条第一項の規定による届出を受理すること。</li> <li>ニ 法第九条第一項の勧告をすること。</li> <li>ホ 法第九条第二項の勧告をすること。</li> <li>ヘ 法第十条第一項の規定による命令をすること。</li> <li>ト 法第十一条第二項の規定による期間の短縮をすること。</li> <li>チ 法第十二条の規定による届出を受理すること。</li> <li>リ 法第十三条第三項の規定による届出を受理すること。</li> </ul> <p>又 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百八号）附則 第三条の規定による届出を受理すること。</p>	<p>萩市、防府市及び周防大島町</p>
<p>十八の八 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（一の市町の区域を超えない区域を地区とする事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会に係るものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 法第九条の二第七項ただし書の承認をすること。</li> <li>ロ 法第九条の二の二第一項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の規定による申請を受理すること。</li> <li>ハ 法第九条の二の二第二項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）のあっせん又は調停をすること。</li> </ul>	<p>萩市及び阿武町</p>

- ニ 法第九条の二の二第三項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の規定による勧告及び公表をすること。
- ホ 法第九条の二の三第一項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の認可をすること。
- ヘ 法第九条の二の三第二項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の規定による認可の取消しをすること。
- ト 法第九条の六の二第一項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の認可をすること。
- チ 法第九条の六の二第四項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の認可をすること。
- リ 法第九条の七の五第一項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第三百五条の規定による報告の徴収又は立入検査をすること。
- 又 法第九条の七の五第一項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百六条の規定による命令をすること。
- ル 法第九条の七の五第一項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百七条第一項の規定による命令をすること。
- ヲ 法第九条の九第四項ただし書の承認をすること。
- ワ 法第二十七条の二第一項の認可をすること。
- カ 法第三十五条の二の規定による届出を受理すること。
- コ 法第四十八条（法第四十二条第八項、法第五十五条第六項及び法第六十九条において準用

する場合を含む。)の承認をすること。

- タ 法第五十一条第二項の認可をすること。
- レ 法第五十七条の五ただし書の認可をすること。
- ソ 法第五十八条の七第二項の意見書の写しを受理すること。
- ツ 法第五十八条の七第三項の規定による説明又は意見の聴取をすること。
- ネ 法第五十八条の八の規定による命令をすること。
- ナ 法第六十二条第二項の規定による届出を受理すること。
- ラ 法第六十二条第四項の認可をすること。
- ム 法第六十六条第一項の認可をすること。
- ウ 法第九十六条第五項の規定による囑託をすること。
- エ 法第一百四十四条第一項の規定による申出を受理すること。
- ノ 法第一百四十四条第二項の措置をすること。
- オ 法第一百五十一条第一項の規定による請求を受理すること。
- ク 法第一百五十二条第二項の規定による検査をすること。
- ヤ 法第一百五十二条第一項の規定による書類を受理すること。
- マ 法第一百五十二条第二項の規定による書類を受理すること。
- ケ 法第一百五十二条第三項の規定による報告の徴収をすること。
- フ 法第一百五十二条第三項の規定による報告の徴収をすること。
- コ 法第一百五十二条第三項の規定による報告の徴収をすること。
- エ 法第一百五十二条第四項の規定による報告の徴収をすること。
- テ 法第一百五十二条第四項の規定による検査をすること。

<p>十八の九 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（一の市町の区域を超えない区域を地区とする事業協同組合、事業協同小组合、商工組合及び商工組合連合会並びに事務所の全てが一の市町の区域内にある協業組合に係るものに限る。）</p> <p>(1) 法第五条の七第二項の認可をすること。</p> <p>(2) 法第五条の十七第一項の認可をすること。</p> <p>(3) 法第五条の二十二の規定による請求を受理すること。</p> <p>(4) 法第五条の二十三第三項において準用する中小企業等協同組合法（以下この号において「協同組合法」という。）第三十五条の二の規定による届出を受理すること。</p>	<p>ア 法第百五条の四第二項の規定による立入検査をすること。</p> <p>イ 法第百五条の四第三項の規定による検査をすること。</p> <p>ウ 法第百五条の四第四項の規定による立入検査をすること。</p> <p>エ 法第百六条第一項の規定による命令をすること。</p> <p>オ 法第百六条第二項の規定による命令をすること。</p> <p>カ 法第百六条第三項の規定による掲載をすること。</p> <p>キ 法第百六条の二第一項の規定による命令をすること。</p> <p>ク 法第百六条の二第二項の規定による命令をすること。</p> <p>コ 法第百六条の二第四項の規定による認可の取消しをすること。</p> <p>ク 法第百六条の二第五項の規定による命令又は認可の取消しをすること。</p> <p>ケ 法第百六条の三の規定による届出を受理すること。</p> <p>ク スイからセまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの</p>
	<p>萩市及び阿武町</p>

- (5) 第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十八条の承認をすること。
- (6) 第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十一条第二項の認可をすること。
- (7) 第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十七条の五ただし書の認可をする。
- (8) 第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十二条第二項の規定による届出を受理すること。
- (9) 第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十六条第一項の認可をすること。
- (10) 第五条の二十三第五項において準用する協同組合法第九十六条第五項の規定による嘱託をすること。
- (11) 第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第四百四条第一項の規定による申出を受理すること。
- (12) 第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第四百四条第二項の措置をすること。
- (13) 第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第四百五条第一項の規定による請求を受理すること。
- (14) 第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第四百五条第二項の規定による検査をする。
- (15) 第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第四百五条の二第一項の規定による書類を受理すること。
- (16) 第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第四百五条の三第一項の規定による報

- 告の徴収をすること。
- (17) 法第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第百五条の三第二項の規定による報告の徴収をすること。
- (18) 法第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第百五条の四第一項の規定による検査をすること。
- (19) 法第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第百六条第一項の規定による命令をすること。
- (20) 法第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第百六条第二項の規定による命令をすること。
- (21) 法第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第百六条第三項の規定による掲載をすること。
- (22) 法第九条ただし書の承認をすること。
- (23) 法第十七条の二第一項（法第三十二条において準用する場合を含む。）の認可をすること。
- (24) 法第十七条の二第二項（法第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による認可の取消しをすること。
- (25) 法第四十二条第一項の認可をすること。
- (26) 法第四十二条第三項の通知をすること。
- (27) 法第四十二条第四項の証明をすること。
- (28) 法第四十二条第五項の規定による報告の徴収又は照会及び通知をすること。
- (29) 法第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十五条の二の規定による届出を受理

- する。』。
- (30) 法第四十七条第二項において準用する協同組合法第四十八条（法第四十七条第二項において準用する協同組合法第四十二条第八項及び協同組合法第五十五条第六項において準用する場合並びに法第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の承認をすること。
- (31) 法第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十一条第二項の認可をすること。
- (32) 法第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十七条の五ただし書の認可をすること。
- (33) 法第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十二条第二項の規定による届出を受理すること。
- (34) 法第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十六条第一項の認可をすること。
- (35) 法第五十四条において準用する協同組合法第九十六条第五項の規定による嘱託をすること。
- (36) 法第六十七条の規定による命令をすること。
- (37) 法第六十九条第一項の規定による命令をすること。
- (38) 法第六十九条第二項の規定による命令をすること。
- (39) 法第六十九条第三項の規定による命令をすること。
- (40) 法第六十九条第四項において準用する協同組合法第六十六条第三項の規定による掲載をすること。
- (41) 法第七十一条において準用する協同組合法第四百四条第一項の規定による申出を受理すること。

<p>(42) 法第七十一条において準用する協同組合法第百四条第二項の措置をすること。                  (43) 法第七十一条において準用する協同組合法第百五条第一項の規定による請求を受理すること。                  (44) 法第七十一条において準用する協同組合法第百五条第二項の規定による検査をすること。                  (45) 法第七十一条において準用する協同組合法第百五条の二第一項の規定による書類を受理するに                  つ。                  (46) 法第九十二条の規定による報告の徴収をすること。                  (47) 法第九十三条第一項の規定による立入検査をすること。                  (48) 法第九十五条第四項の認可をすること。                  (49) 法第九十五条第七項の規定による届出を受理すること。                  (50) 法第九十六条第五項（法第九十七条第二項において準用する場合を含む。）の認可をする                  こと。                  (51) 法第九十六条第八項（法第九十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による                  届出を受理すること。                  (52) 法第百条の十一の規定による届出を受理すること。                  (53) 法第百一条の二第二項の規定による通知をすること。                  (54) 法第百一条の二第三項の規定による協議をすること。                  (55) (1)から(54)までに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>十八の十 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号。以下この号                  において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（一の市町の区域を指定区域と                  するシルバー人材センターに係るものに限る。）</p>
<p>萩市</p>	



- イ 法第四十一条第一項の規定による指定をすること。
- ロ 法第四十一条第三項の規定による公示をすること。
- ハ 法第四十一条第四項の規定による届出を受理すること。
- ニ 法第四十一条第五項の規定による公示をすること。
- ホ 法第四十二条第一項の規定による書類を受理すること。
- ヘ 法第四十二条第二項の規定による書類を受理すること。
- ト 法第四十三条の二の規定による命令をすること。
- チ 法第四十三条の三第一項の規定による指定の取消しをすること。
- リ 法第四十三条の三第二項の規定による公示をすること。

別表第二十六号の三中「宇部市」の下に「、防府市、下松市、光市」を加え、「及び周防大島町」を、「周防大島町及び阿武町」に改め、同表第二十七号中モをセとし、ヨからヒまでをタからモまでとし、カの次に次のように加える。

ヨ 法第二十八条第八項の規定による書類を受理すること。

別表第二十七号及び第二十七号の二中「岩国市」の下に「、光市、長門市」を加え、同表第二十九号の二中「及び周南市」を「、岩国市、長門市、周南市及び山陽小野田市」に改め、同表第二十九号の三中「及び周南市」を「、萩市、岩国市、周南市及び山陽小野田市」に改め、同表第二十九号の四中「及び周南市」を「、岩国市、長門市、周南市及び山陽小野田市」に改め、同表第三十号の二中「萩市」の下に「、岩国市、長門市」を加え、同表第三十号の三中又及びルを削り、リをヲとし、イからチまでをニからルまでとし、ニの前に次のように加える。

イ 法第七条の四第一項の許可をすること。

ロ 法第七条の五第一項の規定による命令をすること。

ハ 法第七条の五第二項の規定による命令又は委任、公告及び措置をすること。

別表第三十号の三に次のように加える。

ワ 法第六十六条第一項の許可をすること。

カ 法第六十六条第二項の規定による意見の聴取をすること。

コ 法第六十六条第三項の規定による条件の付加をすること。

ク 法第六十六条第四項の規定による命令をすること。

ケ 法第六十六条第五項の規定による命令又は委任、公告及び措置をすること。

コ 法第六十六条第七項の承認をすること。

ク 法第六十六条第八項の規定による意見の聴取をすること。

別表第三十号の三中「岩国市」を「山陽小野田市」に改め、同表第三十号の七及び第三十号の八中「及び周南市」を「、岩国市、長門市、周南市及び山陽小野田市」に改め、同表第三十一号の二中「山口市」の下に「、萩市、防府市、光市、長門市」を加え、同表第三十二号中「萩市」の下に「、防府市」を加え、同表第三十二号の二中「防府市、岩国市、長門市」に改め、同表第三十三号の三中「周南市」を「防府市及び周南市」に改め、同表第三十三号の四ル中「第四十一条第一項」の下に「法第三十四条の二第二項及び」を加え、同号ヲ中「第四十一条第二項ただし書」の下に「法第三十四条の二第二項及び」を加え、同号シ中「第四十七条第一項」の下に「法第三十四条の二第二項及び」を加え、同号ソ中「第四十七条第二項」の下に「(法第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号ツ中「第四十七条第四項」の下に「(法第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号ネ中「第四十七条第五項」の下に「(法第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号フ中「第四十七条第五項」に改め、同表第三十四号ワ中「第四十一条第一項」の下に「法第三十四条の二第二項及び」を加え、同号力中「第四十一条第二項ただし書」の下に「法第三十四条の二第二項及び」を加え、同号マ中「ヤ」を「マ」に改め、同号中マをケとし、ウからヤマまでをマからマまでとし、同号ム中「第四十七条第五項」の下に「(法第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号ムを同号ウとし、同号ヲ中「第四十七条第四項」の下に「(法第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号ラを同号ムとし、同号ナ中「第四十七条第二項」の下に「(法第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号ナを同号ラとし、同号ネ中「第四十七条第一項」の下に「法第三十四条の二第二項及び」を加え、同号中ネをナとし、ソをネとし、ソをツとし、レの次に次のように加える。

ソ 法第四十三条第三項の協議をすること。

別表第三十四号中「防府市及び」を削り、同表第三十四号の三中「山口市」の下に「、防府市」を加え、同表第三十四号の四中「、防府市」を削り、同表第三十四号の五中「岩国市」の下に「、長門市」を加え、同表第三十四号の六から第三十四号の九までの規定中「萩市」の下に

「、長門市」を加え、同表第三十五号二中「萩市」を「宇部市、萩市」に改め、「防府市」の下に「、下松市、光市」を、「柳井市」の下に「、美祢市」を、「周南市」の下に「、山陽小野田市」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、別表第一号の七、第六号の二、第十一号の三及び第三十五号二の改正規定並びに同表第二十六号の三の改正規定（防府市及び下松市に係る部分に限る。）は、同年十月一日から施行する。  
(経過措置)

2 改正後の山口県の事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）（別表の上欄に掲げる事務（同表第十八号の三、第十八号の六、第十八号の十四、第三十三号の三、第三十三号の四、第三十四号の三及び第三十四号の四の上欄に掲げる事務を除く。）のうち、この条例の施行の日前に知事がした許可等の処分その他の行為に係るものについては、改正後の条例第二条の規定は、適用しない。

非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十五日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四号

非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和二十八年山口県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項を削る。

第四条中「、随時に」を「随時に又は月の初日から末日までの間における勤務日数に応じて当該月の翌月の末日までに」に改める。

月 額	二二二、〇〇〇円
月 額	一八二、〇〇〇円

日 額	三三、〇〇〇円
日 額	二七、〇〇〇円

公安委員会の委員		非常勤の監査委員		労働委員会の委員			公安委員会の委員		非常勤の監査委員	
委員長	委員	委員長	委員	会長	会長でない公益委員	その他の委員	委員長	委員	議会の議員のうちから選任されるもの	識見を有する者の中から選任されるもの
月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
三三、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	一六四、〇〇〇円	一八二、〇〇〇円	二二二、〇〇〇円	一八二、〇〇〇円	二二二、〇〇〇円	二二二、〇〇〇円	一四〇、〇〇〇円	二五七、〇〇〇円	二七、〇〇〇円

  

別表中			
月額	月額	月額	月額
一八二、〇〇〇円	二二二、〇〇〇円	一八二、〇〇〇円	二二二、〇〇〇円

を

を			
日額	日額	日額	日額
二七、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	三三、〇〇〇円

に、

労働委員会の委員		
その 他 の 委 員	会 長	そ の 他 の 委 員
日額	日額	日額
二七、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	二七、〇〇〇円

に、

月額	月額	月額	月額	月額	月額
四二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	一〇三、〇〇〇円	一一三、〇〇〇円	一二三、〇〇〇円	一四三、〇〇〇円

を

日額	日額	日額	日額	日額	日額
二七、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	三三、〇〇〇円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 非常勤職員の報酬及び費用弁償条例第一条第一項第八号に掲げる非常勤職員の報酬の額及びその支給方法については、この条例の施行の日から平成二十四年八月七日までの間は、なお従前の例による。

(非常勤職員の報酬の特例に関する条例の一部改正)

3 非常勤職員の報酬の特例に関する条例（平成二十一年山口県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

「第一条第一項第一号から第九号まで」を「第一条第一項第八号」に、「月額は」を「額は」に、「同条例第二条」を「非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（平成二十三年山口県条例第四号）附則第二項」に、「同条例別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める報酬の月額」を「同項の規定により定められた報酬の額」に改める。

特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十五日

山口県知事 二 井 関 成

**山口県条例第五号**

特別会計設置条例の一部を改正する条例

特別会計設置条例（昭和三十九年山口県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の二号を加える。

八 地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計

九 就農支援資金特別会計

第二条の表に次のように加える。

地方独立行政法人山口県立病院 機構特別会計	負担金、貸付金の償還金及び利子、県債並びに一般会計繰入金並びにこれらに付随する諸収入	貸付金、県債の償還金及び利子並びに一般会計繰出金並びにこれらに付随する諸支出金
就農支援資金特別会計	就農支援資金貸付金及び農業改良資金貸付金の償還金、県債並びに一般会計繰入金並びにこれ	就農支援資金貸付金、県債の償還金、一般会計繰出金及びこれらに付随する諸支出金

らに付随する諸収入

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十五日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第六号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項の表貸金業務取扱主任者研修受講手数料の項を削る。

別表第一の4の表二十一の項中

産業廃棄物 処理施設設 置許可申請 等手数料	産業廃棄物処理施設 の設置の許可	一件につき	（産業廃棄物の処理及び清掃に 関する法律第十五条第一項に 規定する産業廃棄物の処理に 係るもの） 十四万円
	産業廃棄物処理施設 の変更の許可	一件につき	（産業廃棄物の処理及び清掃に 関する法律第十五条第一項に 規定する産業廃棄物の処理に 係るもの） 十三万円
	産業廃棄物処理施設 の譲受け又は借受け の許可	一件につき	六万八千円

を

十九 削除	のように改める。	熱回収施設設置者認定申請手数料	産業廃棄物処理施設設置申請手数料	産業廃棄物処理施設設置申請手数料	産業廃棄物処理施設設置申請手数料	産業廃棄物処理施設設置申請手数料
		熱回収施設設置者の認定 熱回収施設設置者の認定の更新	産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可 産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可	産業廃棄物処理施設の変更の許可	産業廃棄物処理施設の設置の許可	産業廃棄物処理施設の設置の許可
		一件につき 一件につき	一件につき 一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
		二万円 三万三千元	六万八千元 六万八千元	六万八千元 六万八千元	六万八千元 六万八千元	六万八千元 六万八千元

に改め、別表第一の6の表十九の項を次に改め、



別表第一の7の表十六の項中「馬伝染性貧血検査」を 一頭につき 千五百五十円

馬伝染性貧血検査	一頭につき	千五百五十円
馬インフルエンザ検査	一頭につき	二千八百円

に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第二条第三項の表の改正規定及び別表第一の6の表十九の項の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十五日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第七号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例（昭和六十年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第五条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

別表山口県地域環境保全基金の項を次のように改める。

山口県地球温暖化対策等推進基金	地球温暖化等の環境に係る課題を解決するための取組の推進を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
-----------------	-----------------------------------	--

別表山口県中山間地域等直接支払基金の項及び山口県離島地域漁業等再生支援基金の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年三月三十一日から施行する。ただし、別表山口県中山間地域等直接支払基金の項及び山口県離島地域漁業等再生支援基金の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の山口県資金積立基金条例の規定により設置されている山口県地域環境保全基金(平成二十一年度)に国から交付を受けた地域環境保全対策費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を原資とする部分に限る。 ) は、この条例の施行の日において、改正後の山口県資金積立基金条例の規定による山口県地球温暖化対策等推進基金となり、同一性をもって存続するものとする。

児童福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十五日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第八号

児童福祉施設条例の一部を改正する条例

児童福祉施設条例(昭和三十九年山口県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 山口県華の浦学園(第十一条―第十四条の四)」を「第四章 削除」に改める。

第二条の表法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設の項を削る。

第四章を次のように改める。

第四章 削除

第十一条から第十四条まで 削除

第十七条の見出し中「管理等」を「管理」に改め、同条第一項中「次項」を「以下この章」に改め、同条第二項を削る。

第十七条の次に次の三条を加える。

(指定管理者の指定)

第十七条の二 知事は、前条の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの（以下「応募者」という。）は、規則で定めるところにより、みほり学園の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、みほり学園を使用する者の平等な使用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、みほり学園の効用を十分に発揮するとともに、みほり学園の管理に係る経費の縮減を図ることができるものとする。

三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうちみほり学園の管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

（指定管理者が講ずべき措置）

第十七条の三 知事は、第十七条の規定による指定をするときは、個人情報（山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号）第二条第一項に規定する個人情報（第十七条各号に掲げる事務に係るものに限る。）をいう。）の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

（知事による管理の業務の実施）

第十七条の四 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めてみほり学園の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由によりみほり学園の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第十七条の規定にかかわらず、みほり学園の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前における改正前の児童福祉施設条例第二条に規定する肢体不自由児施設の使用料については、なお従前の例による。  
(山口県使用料手数料条例の一部改正)

3 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の5の表四の二の項中「山口県華の浦学園」を削る。

山口県循環型社会形成推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十五日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第九号

山口県循環型社会形成推進条例の一部を改正する条例

山口県循環型社会形成推進条例(平成十六年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「第十二条第三項」を「第十二条第五項」に改める。

第二十八条第一項中「その産業廃棄物」の下に「(建設工事(廃棄物処理法第二十一条の三第一項に規定する建設工事をいう。))に伴い生ずる産業廃棄物を除く。以下この条において同じ。」「」を加える。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十五日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十号

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例

山口県立都市公園条例（昭和四十八年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表山口きらら博記念公園の項を次のように改める。

山口きらら博記念公園		多目的ドーム	一月四日から十二月二十八日までの日	午前九時から午後十時まで	
		サッカー・ラグビー場		午前九時から午後七時まで	午前九時から午後十時まで
水泳プール		スポーツ広場	一月四日から十二月二十八日までの日	午前九時から午後五時まで	
		多目的広場		午前九時から午後七時まで	午前九時から午後十時まで
ビーチバレー場		水泳プール	一月四日から十二月二十八日までの日 （月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その日後において最も近い休日（外の日）を除く。））	日曜日及び休日	午前十時から午後五時まで
				その他の日	午前十時から午後九時まで

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の表山口きらら博記念公園の項の改正規定（水泳プールに係る部分に限る。）及び次項の規定（山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）別表第一の8の表七の項の改正規定に限る。）は、同年五月十四日から施行する。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

2 山口県使用料手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第一の3の表一の項から五の項までを次のように改める。

一 削除	二 削除	三 削除	四 削除	五 削除
---------	---------	---------	---------	---------

別表第一の8の表二の項から七の項までを次のように改める。

				(一) 専用使用
アマチュ アスポー ー	アマチュ アスポー ー	アマチュ アスポー ー	アマチュ アスポー ー	
午前九時から正午まで	午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき	午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで	午後九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで	
三万七千八百円	七千八百円	四万四千円 八万三千四百円	一万八千九百円 二万五千二百円 三万九千三百円 四万四千円	

ド1フ  
ルイ

	のな徴料類こそ入 い収金すれの場 もしるに他料		
ア ス ポ ー チ ユ	営 利 又 は 宣 伝 を 目 的 と す る 展 示 会 以 外 の 宣 伝 を 目 的 と す る 催 物	営 利 又 は 宣 伝 を 目 的 と す る 展 示 会	ツ 及 び 宣 営 目 的 不 活 動 宣 営 目 的 宣 伝 を 目 的 と す る 催 物
午後一時から午後五時まで  午前九時から正午まで	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき	延長料一時間につき 午前九時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午後一時から午後五時まで 午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき
三万七千八百円 五万四百円	七万五千六百円 十万八百円 十五万七千二百円 十七万六千四百円 三十三万三千六百円 三万二千二百円	二万三千四百円 二十五万二百円 十三万二千三百円 十一万七千九百円 七万五千六百円 五万六千七百円	五万四百円 七万八千六百円 八万八千二百円 十六万六千八百円 一万五千六百円

二

山口きらら  
博記念公園  
(多目的園)

多目的ド  
ム使用料

営利又は 営利を目的とする 展示会	営利又は 営利を目的とする 展示会	入場料 その他 催物 この類 を収する 徴料の もの	ツ及び 利又は 伝を目的 としな 文化活動
<p>午後五時から午後十時まで</p> <p>午後一時から午後五時まで</p> <p>午後九時から午後十時まで</p>	<p>午後五時から午後十時まで</p> <p>午後九時から午後十時まで</p> <p>延長料一時間につき</p>	<p>午後五時から午後十時まで</p> <p>午後九時から午後十時まで</p> <p>延長料一時間につき</p>	<p>午後五時から午後十時まで</p> <p>午前九時から午後五時まで</p> <p>午前九時から午後十時まで</p> <p>延長料一時間につき</p>
<p>三十一万四千四百円</p> <p>二十万六千六百円</p> <p>十五万二千二百円</p>	<p>二十六万四千六百円</p> <p>五十四万四千円</p> <p>四万六千八百円</p>	<p>三十三万三千六百円</p> <p>三万二千二百円</p>	<p>七万八千六百円</p> <p>八万八千二百円</p> <p>十六万六千八百円</p> <p>一万五千六百円</p>



ドーム

器 具	照 明 施 設	ゲ ス ト ル ーム	コ ミ ュ ニ テ ィ ル ーム	第 二 セ ミ ナ ー ル ーム	第 一 セ ミ ナ ー ル ーム	(三) 附 属 施 設 及 び 器 具 の 使 用	フ ィ ー ル ド	(二) 個 人 使 用	又 は 宣 伝 を 目 的 と す る 催 物
							小 学 校 の 児 童 並 び 中 学 校 及 び 前 期 課 程 の 生 徒		午 前 九 時 か ら 午 後 五 時 ま で  延 長 料 一 時 間 に つ き
一 点 、 一 組 又 は 一 式 一 回 に つ き	一 時 間 に つ き	一 時 間 に つ き	一 時 間 に つ き	一 時 間 に つ き	一 時 間 に つ き	そ の 他 の 者	高 等 学 校 及 び 中 等 教 育 学 校 の 後 期 課 程 の 生 徒 並 び 大 学 及 び 高 等 専 門 学 校 の 学 生	一 人 三 時 間 以 内	午 前 九 時 か ら 午 後 十 時 ま で  延 長 料 一 時 間 に つ き
九 千 二 百 円 の 範 囲 内 で 知 事 が 定 め る 額	実 費 を 勘 案 し て 知 事 が 定 め る 額	七 十 円	三 百 二 十 円	百 二 十 円	九 十 円	一 人 三 時 間 以 内	一 人 三 時 間 以 内	一 人 三 時 間 以 内	三 百 九 十 円

	(四) 占有 看 板	一点につき	設置場所ごとに表示部分の面積に応じ知事が定める額
<p style="text-align: right;">備考</p> <p>1 (一)の場合の使用料の金額の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>一 「延長料」とは、許可使用時間を超えて使用した部分に対する使用料をいい、当該許可使用時間を超えて使用した時間に一時間未満の端数があるとき、又はその時間が一時間未満であるときは、その端数の時間は、一時間として計算する。</p> <p>二 児童、生徒若しくは学生（学校教育法に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。以下この表において同じ。）が使用する場合、体育の振興を目的とする公共的団体がアマチュアスポーツに使用する場合又は文化の振興を目的とする公共的団体が営利若しくは宣伝を目的としない文化活動に使用する場合の使用料の金額は、前記の使用料の金額の半額とする。</p> <p>三 休日等（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を含む。）に使用する場合の使用料の金額は、前記の使用料の金額の百分の二十に相当する額を当該使用料の金額に加算した金額とする。</p> <p>四 入場料その他これに類する料金を徴収し、かつ、営利又は宣伝を目的とする展示会その他の催物のために使用する場合の使用料の金額は、入場料その他これに類する料金の最高額に百を乗じて得た額を前記の使用料の金額に加算した金額とする。</p> <p>五 フィールドの一部を使用する場合の使用料の金額は、当該使用する部分の面積に応じ、知事が定める額とする。</p>			

				<p>六 準備又は撤去のために使用する場合の使用料の金額は、前記の使用料の金額の半額とする。</p> <p>七 電気又は水道を使用する場合（水道を使用する場合にあつては、知事が定める場合に限る。）の使用料の金額は、その実費に相当する額を前記の使用料の金額に加算した金額とする。</p> <p>2 (三)の場合において、冷暖房又は電気を使用するときの第一セミナールーム、第二セミナールーム、コミュニケーションルーム及びゲストルームの使用料の金額は、その実費に相当する額を前記の使用料の金額に加算した金額とする。</p>
(一) 専用使用				
アマチュアスポーツ及び文化活動	アマチュアスポーツ及び文化活動	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで	六千八百四十円 九千二百十円 一万四千二百五十円 一万五千九百六十円	
文化活動	文化活動	延長料一時間につき	三千二百十円 二千八百五十円	
文化活動	文化活動	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで	一万三千六百八十円 一万八千二百四十円 二万八千五百円 三万九千九百二十円	
文化活動	文化活動	午前九時から午後十時まで	六万四千二百十円	

山口きらら

ラグビー場・

		も収料にの入 のし金類他場 ないをすこれ い徴るそ	
文化活動 伝を目的 利又は宣 ツ及び宣 アマチュ アスポー 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき	すを又外展的宣営 る目的はの示伝利 物と伝利以る目 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき	展的宣営 示伝利 とす目 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき	催物 伝を目的 とし ない 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき
<p>午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき</p> <p>一万三千六百八十円 一万八千二百四十円 二万八千五百円 三万九千九百二十円 六万四千二百円 五千七百円</p>	<p>午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき</p> <p>一万四千四百円 十二万八千四百円 六万三千八百四十円 五万七千円</p>	<p>午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき</p> <p>八千五百五十円 九万六千三百円 四万七千八百八十円 四万二千七百五十円 二万七千三百六十円 二万五千二百二十円</p>	<p>伝を目的 とし ない 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき</p> <p>五千七百円</p>



		備 考			
		二の項の備考1は、(一)の場合に準用する。			
(一) 専用使用		器 具	照 明 施 設	(三) 附属施設及び器具の使用	場 所 サッカー・ラグビー
アマチュアスポーツ及び各種の文化活動 伝利ツアア としを又及スマ 文化活ない目的宣営ポユ 動い的宣営ポユ		一点、一組又は一式一回につき	一時間につき	高等学校及び中等教育学校の生徒並びに高等専門学校等の学生 その他 一人三時間以内	小学校の児童並びに中学校の生徒並びに中等教育学校の生徒 一人三時間以内
午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後十時まで		千五百三十円の範囲内で 知事が定める額	実費を勘案して知事が定める額	一人三時間以内 一人三時間以内	八十円 二百三十円
五千四百九十円 七千三百二十円 一万四千四百四十円 一万二千八百十円 二万四千二百五十円					

も収料にの入 のし金類他場 ないをすこ 徴るれそ			
すを又外展的宣営 るはの示と伝利 催的宣會とす 物と伝利以る目	展的宣営 示と伝利 會とす る目	催と伝利以文と伝利ツア 物をしを又外化しを及ス ない目的宣營動い的宣營 の宣營動い的宣營	
延長料一時間につき  午前九時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午後一時から午後五時まで 午前九時から正午まで	延長料一時間につき  午前九時から午後十時まで 午後五時から午後十時まで 午後一時から午後五時まで 午前九時から正午まで	延長料一時間につき  午前九時から午後十時まで 午後五時から午後十時まで 午後一時から午後五時まで 午前九時から正午まで	延長料一時間につき  二千二百九十円
九千五百円 九千七百円 九千九百四十円 一万二千二百四十円 一万五千七百六十円 二万九千二百八十円 二万九千六百六十円	六千八百七十円 七万二千七百五十円 三万八千四百三十円 三万四千三百二十円 二万九千六百六十円 一万六千四百七十円	四千五百八十円 四万八千五百円 二万五千六百二十円 二万二千八百八十円 一万四千六百四十円 一万九百八十円	二千二百九十円

四  
山口きらら  
博記念公園  
(スポーツ  
広場)

スポーツ広  
場使用料

の入場料そ  
の他これ  
に類する  
の収金を徴  
するも

営利又は 展示会	営利又は 宣伝を目的 とする	文化活動 としな い	文化活動 としな い
午前九時から正午まで	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 延長料一時間につき	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 延長料一時間につき
四万三千九百二十円	三万二千九百四十円 四万三千九百二十円 六万八千六百四十円 七万六千八百六十円 十四万五千五百円 一万三千七百三十円	九千七百七十円 九万七千円 五万二千四百四十円 四万五千七百六十円 二万九千二百八十円 二万九千九百六十円	一万九百八十円 一万四千六百四十円 二万二千八百八十円 二万五千六百二十円 四万八千五百円 四千五百八十円





山口きらら			
多目的広場 使用料			
	も収料にの入 のし金類他場 ない徴するこれ		
	営利又は 宣伝を 的とする 展覧会 又はの 外宣利 を目的 とする 催物	営利又は 宣伝を 的とする 展覧会	入場料 及び スポーツ 施設 利用 目的 の 活動 又は 外宣 利を 目的 とする 催物
午前九時から正午まで	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後七時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後七時まで 延長料一時間につき	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後七時まで 午前九時から午後五時まで 延長料一時間につき	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後七時まで 午前九時から午後七時まで 延長料一時間につき
一万千六百円	二万三千二百円 三万九百二十円 一万九千三百二十円 五万四千二百二十円 七万三千四百四十円 九千六百八十円	一万七千四百円 二万三千百九十円 一万四千四百九十円 四万五百九十円 五万五千八十円 七千二百六十円	一万千六百円 一万五千四百六十円 九千六百六十円 二万七千六十円 三万六千七百二十円 四千八百四十円

五  
博記念公園  
場(多目的広)

の入場料その他  
の料金にこの  
す金を徴する  
るも徴する

営利又は 的伝をする 目	営利又は 的伝をする 目 展覧会	催物 伝をしな 利を目的 以外は宣 以文化の と活ない 伝しな 利を目的 以外は宣 以文化の と活ない 伝しな 利を目的 以外は宣	アマチュ ア及び スポーツ 文化活 文化活 文化活
午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後七時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後七時まで 延長料一時間につき	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後七時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後七時まで 延長料一時間につき	午後一時から午後五時まで 午後五時から午後七時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後七時まで 延長料一時間につき
四万六千四百円 六万八千四百円	三万四千八百円 四万六千三百八十円 二万八千九百八十円 八万千八百八十円 十一万百六十円 一万四千五百二十円	九千六百八十円 七万三千四百四十円 五万四千二百二十円 一万九千三百二十円 三万九百二十円	一万五千四百六十円 九千六百六十円 二万七千六十円 三万六千七百二十円 四千八百四十円



				六 山口きらら 博記念公園 (ビーチバ レー場)	
				ビーチバ レー場使 用料	
備考 1 児童、生徒若しくは学生が使用する場合は、体育の振興を目的とする公共的団体がアマチュアスポーツに使用する場合は、前記の使用料の金額の半額とする。 2 二の項の備考1の一、三、四、六及び七は、(一)の場合に準用する。		器 具	(二) 器具の使用	この入場料に類するものを徴収するに於ける	
				一面につき	
(一) 専用使用		一点、一組又は一式一回につき	千五百三十円の範囲内で 知事が定める額	アマチュアスポーツ 午後一時から午後五時まで 午前九時から午後五時まで 延長料一時間につき	九百円 千二百円 二千円 三百八十円
				アマチュアスポーツ 午後一時から午後五時まで 午前九時から午後五時まで 延長料一時間につき	九百円 千二百円 二千円 三百八十円

七

山口きらら  
博記念公園  
水泳プール

水泳プール  
使用料

水泳プール	(二) 個人使用	プール五		プール十	
		催物的宣物 物と伝利宣 とすを又 する目	催物的宣物 物と伝利宣 とすを又 する目	催物的宣物 物と伝利宣 とすを又 する目	催物的宣物 物と伝利宣 とすを又 する目
その他の者	小学校の児童並びに中学校及び中等教育学校の前期課程の生徒	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき
一人	一人	一人	一人	一人	一人
(六月一日から九月三十日までの期間にあつては、四百七十円)	(六月一日から九月三十日までの期間にあつては、二百三十円)	二百二十二百円	五千五百五十円	五万五千五百二十円	一万三千八百八十円

備考					
二の項の備考1の五から七まで及び六の項の備考1は、(一)の場合に準用する。	看 板	(四) 占用	器 具	照 明 施 設	(三) 附属施設及び器具の使用
	一点につき		一点、一組又は一式一回につき	一時間につき	
	設置場所ごとに表示部分の面積に応じ知事が定める額		二千七百七十円の範囲内で知事が定める額	実費を勘案して知事が定める額	日までの期間にあつては、七百円)

別表第一の8の表八の項中「柳井ウエルネスパーク」を「柳井ウエルネスパーク 山口きらら博記念公園」に改める。

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十五日

山口県条例第十一号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山口県知事 二井 関 成

山口県学校職員定数条例(昭和三十一年山口県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二、三五〇人」を「二、三三七人」に、「五四一人」を「五四二人」に、「二、八九一人」を「二、八七九人」に改め、同条第三号中「一、一五七人」を「一、一八七人」に、「一六六人」を「一六三人」に、「一、三三三人」を「一、三五〇人」に改め、同条第四号中「三、二二〇人」を「三、一八六人」に、「二〇一人」を「一九七人」に、「三、四一人」を「三、三八三人」に改め、同条第五号中「五、三〇四人」を「五、二八八人」に、「四四三人」を「四二八人」に、「五、七四七人」を「五、七二六人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

山口県青年の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十五日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十二号

山口県青年の家条例の一部を改正する条例

山口県青年の家条例(昭和四十四年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県大島青年の家の項及び山口県萩青年の家の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

障害者支援施設条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十五日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十三号

障害者支援施設条例を廃止する条例



障害者支援施設条例(平成二十一年山口県条例第一号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前における廃止前の障害者支援施設条例第二条に規定する障害者支援施設の使用料については、なお従前の例による。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

3 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の5の表五の項を次のように改める。

五 削除

山口県病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十五日

山口県知事 二 井 関 成

**山口県条例第十四号**

山口県病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例

山口県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年山口県条例第四十五号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に知事に対してされている山口県情報公開条例(平成九年山口県条例第十八号)第五条の規定による開示の請求(以

下「公文書開示請求」という。)のうち、地方独立行政法人山口県立病院機構(以下「法人」という。)が保有している公文書に係るものは、法人に対してされた公文書開示請求とみなす。

3 この条例の施行の際現に山口県情報公開条例第七条第一項の決定又は公文書開示請求に係る不作為について知事に対してされている行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定による不服申立て(法人が保有している公文書に係るものに限る。)は、同条例第十五条の二の規定により法人に対してされた同法の規定による異議申立てとみなす。

4 この条例の施行の際現に知事に対してされている山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第十条第一項、第二十一条第一項又は第二十七条第一項の規定による開示の請求、訂正の請求又は個人情報の利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求(以下「個人情報開示請求等」という。)のうち、法人が保有している公文書に記録されている個人情報に係るものは、法人に対してされた個人情報開示請求等とみなす。

5 この条例の施行の際現に山口県個人情報保護条例第十二条第一項、第二十三条第一項若しくは第二十九条第一項の決定又は個人情報開示請求等に係る不作為について知事に対してされている行政不服審査法の規定による不服申立て(法人が保有している公文書に記録されている個人情報に係るものに限る。)は、同条例第三十一条の二の規定により法人に対してされた同法の規定による異議申立てとみなす。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

6 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項中「入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務又は日直勤務にあつては二万円、」及び「その他の」を削る。

別表第五口の備考中「~~遊学費~~」を「~~遊学費~~」に改め、「~~遊学費~~」を削り、同表八の備考中「~~遊学費~~」を「~~児童福祉施設費~~」に改め、「~~遊学費~~」を削る。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

7 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の5の表二の項を次のように改める。

二 削除

(山口県職員定数条例の一部改正)

8 山口県職員定数条例(昭和三十一年山口県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「(山口県立病院を除く。)」を削り、同条第二号を次のように改める。

二 山口県企業局の職員

一五五人

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

9 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十七年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号から第二十号までを三号ずつ繰り上げる。

第九条第一項第三号を削る。

第十条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項第一号中「第四号」を「第三号」に改め、同項第二号中「前項第四号」を「前項第三号」に改める。

第十一条から第十九条の二までを次のように改める。

第十一条から第十九条まで 削除

(山口県収入証紙条例の一部改正)

10 山口県収入証紙条例(昭和三十九年山口県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「別表第一の5の表二の項、」を削る。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

11 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り上げる。

(知事等の給与の特例に関する条例の一部改正)

12 知事等の給与の特例に関する条例(平成十四年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「山口県立総合医療センター若しくは山口県立こころの医療センターに勤務する者又はこれに準ずる者として規則で定める者」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七第一項の規定に基づき他の普通地方公共団体に派遣された者」に改める。

山口県二十一世紀の森施設条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県条例第十五号

山口県二十一世紀の森施設条例を廃止する条例

山口県二十一世紀の森施設条例（昭和五十八年山口県条例第三号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

山口県グリーンスポーツ広場条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県条例第十六号

山口県グリーンスポーツ広場条例を廃止する条例

山口県グリーンスポーツ広場条例（昭和五十七年山口県条例第二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。